

非行少年更生のための保護者に対する措置について

松井あみ

1 はじめに

2 非行と虐待の関係

3 少年法 25 条の 2 がいう「保護者に対する措置」とは

4 イギリスの養育命令

5 日本での検討

6 おわりに

1 はじめに

2015 年 2 月 20 日の川崎市中 1 男子生徒殺傷事件は、多摩川の河川敷で 13 歳の中学 1 年生の少年が殺害された上に遺体が放棄された事件である。事件から一週間後に少年 3 名 が殺人罪、傷害致死罪で逮捕され、最高 13 年の懲役が課された。

この事件は、加害少年の家庭環境、児童時の虐待経験が問題視された。少年一家の近所の住人は、次のように供述している。「少年が小学生のころ、ちょうど今ぐらいの寒い夜、悪さをしたのか、素っ裸で外に出されてね。ピーピー泣いていました。今でいうと虐待よね。子どもはさらに弱いものをいじめ、野良猫を水が入っている樽に入れて、棒で突っついて殺していました。」「少年は小学生の頃、父親に折檻（せっかん）されて自宅から裸で飛び出してきました。」「両親はよく大声でケンカしているし、親自体がなっちゃいないのよ。子どもも子どもで、事件の前は家の前で夜、酒を飲んでは大声で騒いでいましたから

ね」。本法廷で、少年の父親は、少年に対し小さい時から、しつけと称して体罰を行っていたことを証言した。父親は、門限を破るなどした時は平手打ちで数回顔を殴り、顔を避けようとした時には顔に蹴りを入れた。また、父親は言うことを聞かない場合、6時間正座させることもあった¹。

さらに、1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件は、2月から5月にかけて、当時14歳の男子生徒が小学生を相次いで襲撃した事件である。2人が死亡、2人が重軽傷を負った。

この事件においても少年家庭環境が問題視された。少年は、長男として出生し、少年の両親や家族から期待されてその後生まれた弟たちと比較して厳しくしつけられて成長した。

そのため、少年は、次第に、両親、とりわけ母親に対して自己の感情を素直に出さなくなつていった。少年が小学校5年生のとき、少年らと同居していた祖母がなくなった。祖母は、厳しいしつけを受けていた少年をときにはかばってくれ、少年は祖母の部屋に逃げ込んだりしていた。この祖母の死とのつながりは不明であるが、このころからナメクジやカエルの解剖が始まった。そして、この傾向は進み、小学校6年生のころは猫を捕まえて解剖するようになつた。

以上のように、少年による犯罪の背景に家庭環境がある可能性は否定できない。そのため、少年だけでなく、その保護者にも責任を自覚させる必要があるのではないか。しかし、現行の法制度（少年法第25条の2）では保護者に対する措置に強制力はなく、その違反に対しても法的な制裁を加えることはできない。

¹ 少年法A 第13回授業資料 4項参照。

したがって、本稿では、適切な保護者に対する措置とはなにかをイギリスの養育命令を参考に検討する。

2 非行と虐待の関係

まず非行と虐待の関係について検討する。非行の原因は社会環境や、交友関係、学校等さまざまであるが、昭和 53 年 11 月に実施された総理府の世論調査においては、家庭環境、家庭のしつけが最も多い原因であった²。

また、令和 5 年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比をみると、身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待を受けた男子は全体の 41.9% であり、女子は、54.5% であった³。

非行の原因の全てが家庭環境ではないにしろ、その一部であることに変わりはないことがわかる。

3 少年法第 25 条の 2 がいう「保護者に対する措置」とは

少年法第 25 条の 2 は、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自らの

² 警察庁 第 2 章 少年を非行から守るために

<https://www.npa.go.jp/hakusyo/s54/s540200.html> (2026 年 1 月 28 日閲覧) 参照。

³ 法務省 令和 6 年版 犯罪白書 第 3 編／第 2 章／第 4 節／2

https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/71/nfm/n71_2_3_2_4_2.html (2026 年 1 月 28 日閲覧) 参照。

訓戒、指導その他適切な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせ
ることができる」としている。

ここでいう「保護者に対する措置」とは、①調査や審判での指導、②被害者の方の視点を
取り入れた講習、③社会奉仕活動、④保護者会の実施等である。①では、家庭裁判所調査官
が、保護者の責任をわかりやすく記載した資料を活用しながら、養育態度の見直しや被害弁
償を促すといったことが行われる。また、審判では調査段階での働きかけやこれに対する保
護者の反応を踏まえて裁判所から保護者に対する指導が行われる。②では、少年だけでなく
保護者にも、犯罪被害を受けた方の被害の実情や気持ちなどを聞かせ、非行について反省を
深めさせるための講習を受けてもらう。被害を受けた方の痛みを理解してもらい、少年に対
する今後の監督に役立てさせている。③では社会奉仕活動に親子で参加させて、親子関係改
善のきっかけとするための取組が行われている。④では保護者同士で、少年に非行を繰り返
させないための親の役割について話し合う機会を設け、保護者としての責任の自覚を高め
させている。これには家庭裁判所調査官も立ち会い、必要に応じて助言、指導を行っている

⁴。

しかしいずれも強制力はなく、その違反に対しても法的な制裁は加えることはできない。

4 イギリスの養育命令

⁴ 裁判所- Courts in Japan 保護者に対する措置

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_syonen/syonen_soti/index.html (2026年
1月28日閲覧) 参照。

イギリスは 1998 年に「犯罪・秩序違反防止法」(Crime and Disorder Act) が制定されたことにより、大幅に改革された。この法律に基づいて、青少年政策を主導する「少年司法委員会」(Youth Justice Board: YJB) が創設され、その地域担当部局である「少年犯罪対策チーム」(Youth Offending Team: YOT) が、イングランドとウェールズのすべての自治体に設けられた。このチームは、警察、社会福祉、医療保険、教育・保護監察士、薬物・アルコール依存、住宅等の関連部門の関係者で構成されており、犯罪や非行の再発を防止することが目的である。

犯罪・秩序違反防止法は、当時の労働党政権から出されたグリーン・ペーパー「No More Excuses」(1997 年 11 月) に基づき、1998 年 9 月成立したものの、2000 年 3 月までのパイロット期間を経て、6 月よりイングランドとウェールズにおいて全面実施された。「No More Excuses」では、少年非行（犯罪）は地域の問題であり、地域ごとの非行減少戦略が必要であるとして、① 責任をとること、② より早い効果的な介入、③ 少年司法委員会をはじめとする諸機関（政府と自治体、司法と福祉・教育・健康等の機関との間）のパートナーシップの 3 点にポイントを置いた⁵。①責任を取ることの 1 つとして設定されたのが養育命令 (Parenting order) である。

養育命令 (Parenting Order) は、親の責任を明確化し、責任を負わせるだけではなく、親自身にも何が問題なのかを自覚してもらい、必要な教育・福祉プログラムによる保護・支援

⁵ 国立国家図書館 英国の青少年政策の評価 32 頁-33 頁

<https://www.ndl.go.jp/diet/publication/document/2008/20080207.pdf> (2026/01/28 閲覧) 参照。

を行うことにより、少年犯罪の再犯防止につながると考えられている。

①目的：保護者に対する命令として従来「誓約命令」(Binding Over) があったが、非行少年の保護者の多くには、保護能力や意思が欠けているため、少年の指導監督を親に誓約させるだけでは効果がないことから新設されたものである。

②言い渡し：刑事・民事・家庭裁判所のいずれにおいても言い渡すことができる。この命令は、保護者の監督下にある少年（10～17歳）が有罪判決を受けるときに言い渡すことができる。また、反社会的行為命令および性犯罪命令を受けた10歳以上の少年および若者にも適用される。さらに、10歳未満の児童保護命令（Child Safety Order）を受けた少年にも言い渡すことができる。1996年教育法443条（学校出席命令に従わない）、あるいは444条（登録された生徒の学校への通常の参加を拒否）に違反してペナルティーを科せられた、いかなる場合にも付隨して言い渡すことができる。いずれの場合でも、必ずしも保護者の同意を必要としない。

③処分の内容：大きくは2つに分けられるが、少年の性格、能力、交友関係、および犯罪への執着性などによりその他の条件を付することができる。第1は、保護者に対するカウンセリングもしくはガイダンスに参加する義務（1週に1度以上3か月まで）。このカウンセリングもしくはガイダンスは、子どもの保護に必要な支援プログラムである。例えば、子どもにしっかりした行動を身につけさせること、また思春期の欲求に対してチャレンジするための効果的な対応の仕方などである。第2は、逸脱しそうな子どもを適切に監督すること（12か月間）。この命令が言い渡される場合、処分決定と同時に、プロベーション・オフィサーもしくはソーシャル・ワーカー又はYOTのいずれかから指導担当者が任命さ

れ、命令の実行状況が監督される。 その他の条件として、読み書き能力や数的思考能力が欠けている者は、学校その他の教育機関の指導を受けるため、通わせ課題を行わせること、暴力的、破壊的交友関係あるいは年長者との接触を禁じ、ショッピングセンターや監督困難な場所への立ち入りを禁止すること、夜間のある時間帯を家で過ごさせ、有効な監督ができるようにすること、きれやすい少年またはアルコールや薬物依存傾向のある少年は、親を専門プログラムおよびコースに出席させることなどがある。

④命令違反：命令に従わないもしくは実行されない場合には、保護者に罰金を科すかどうかの公聴会が開かれる。命令違反と認定されれば、最高 1,000 ポンド（約 23 万円）までの罰金が言い渡される。

以上のように、英国の青少年対策は、家庭・地域社会・学校・少年自身そして国や自治体、さらには少年司法機関それぞれの責任分担を明確化している。責任を曖昧にしておくと、どこかに過剰に責任が転嫁され、結果としてどこも責任を取らなくなる。子ども・学校・家庭省が責任部署として最終的な責任を引き受ける強い意思を持つことで、地域の実践プログラムが活発化し、有効に機能しあはじめているようだ⁶。

5 日本での検討

既述のように、日本は「保護者に対する措置」に強制力はない。しかし、少年の更生に

⁶ 国立国家図書館 英国の青少年政策の評価 34 頁-35 頁
<https://www.ndl.go.jp/diet/publication/document/2008/20080207.pdf> (2026 年 1 月 28 日閲覧) 参照。

は、保護者に責任を自覚させ、協力を得る必要がある。そこで、イギリスの養育命令のように強制力を持った措置を講ずることができるか検討する。

まず、保護者的人権、法律の性質を考えると、保護者に禁固刑を科すことは困難である。よって、罰金刑を科すことができるか検討する。

日本の法律の中に学校教育法がある。この17条第1項において、「保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

第2項においては、「保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」としている。また、第144条において、「第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。」としている。

これは、保護者に対して罰金を科すことができる法律の1つである。この学校教育法のようすに、少年法第25条の2に関しても義務として条文を制定すれば、その違反に対して罰金を科すことができ、保護者に対する措置に強制力を与えられると考える。

そこで実際にどのように対象者を選定し、保護者に対する措置を講ずるべきか述べる。

まず、対象者は家庭裁判所調査官との面接において選定する。ここで、保護者にプログラムの実施が必要か見定め、保護者が呼びだしに応じない場合は、強制的に呼び出す。選定の基準として、4つの例を挙げる。①少年に被虐待経験がある場合、②保護者が養育を放任していると認められる場合、③少年が再犯者である場合(非行を繰り返す場合)、④少年が殺人や強盗致死等の罪を犯した場合である。これらの場合早急に事態の改善が必要であるため、保護者に対する措置を講ずるべきである。

次に措置の内容である。まずは、全国の少年院等の施設が行なっている保護者会、面会への参加を強制することである。面会は、少年と保護者の関係を再構築する重要な場である。また、少年院等の施設で行なうことで新たな人員が不必要となる。次に親子関係の修復を図るための親子合宿への参加を強制することである。これはすでに平成4年12月から施行されており、2泊3日、キャンプ場で一緒に薪でご飯を作ったり、一緒に山に登ったりしている。活動を通して親も子もお互いに今までとは違った一面を発見し、保護者を見直す機会となる。合宿後の生活や親子の関係の改善に活かせる気付きが得られることなどが期待できる。さらに、すでに行なっている「被害者を考える会」や社会奉仕活動への参加も強制することである。

これらに特段の理由なく参加をしなかった場合には、10万円以下の罰金を科すべきであると考える。

上記1、2で述べたように非行と家庭関係は密接に結びついている。少年の更生を促すには保護者の協力が不可欠である。そのため、少年法第25条の2「保護者に対する措置」に強制力を持たせ、保護者にも責任を自覚させる必要がある。

保護者に罰金を科すだけで、少年の更生を完全に支援できるわけではない。保護者自身が主体性をもって講習会等に参加をし、少年の理解に努めるべきである。しかし、その一步を踏み出すことが困難な保護者もいるであろうと推測すると、一度強制力をもたせ、参加をさせることも重要な取り組みであると考える。さらには、国、地方自治体が連携し、少年の家庭環境が悪化する前に、保護者のメンタルサポートを行う必要があるのではないか。家庭の支援を充実させ、家庭内の環境を良好に保つことで、少年の非行を阻止できる可能性があるのではないかと考える。